

鶴留社会保険労務士事務所だより

# 雲外蒼天

鶴留社会保険労務士事務所

社会保険労務士 鶴留 舞

〒820-0040 飯塚市吉原町 6-12

飯塚商工会議所ビル 603

TEL : 0 9 4 8 - 2 8 - 2 4 4 4

FAX : 0 9 4 8 - 2 8 - 2 4 4 8

## 1月号

### 労働者による「ブラック企業」の認識にみる今後の労務管理の方向性

#### ◆「ブラック企業」は依然重要なキーワード

2013年の流行語大賞にも選出された、「ブラック企業」という言葉。明確な定義があるものではありませんが、ブラック企業対策プロジェクトでは一応、「**異常な長時間労働やパワーハラスメントなど劣悪な労働条件で従業員を酷使するため、離職率も高く、過労にともなう問題等も起きやすい企業のこと**」との定義付けを行っています。

一時は毎日のようにメディア等で目にしたキーワードですが、最近はそうしたことも少なくなくなり、一時期の流行は去った感を持っている方も多いのではないのでしょうか。

しかし、日本労働組合総連合会（連合）が行った調査で、**4人に1人が「勤務先はブラック企業である」と感じており**、特に20代ではこの割合が3人に1人となることがわかりました。

「ブラック企業」は、まだまだ関心が高いキーワードであることが窺えます。

#### ◆「ブラック認定」されるポイントは？

同調査は、それぞれの労働者が「自分の勤務先がブラック企業であると考えているかどうか」を問うものであり、客観的な指標をもとにブラック認定を行うものではありませんが、ハラスメントの考え方と同様、労働者個々が「勤務先がブラック企業である」と考えているというのは、「ブラック企業のような働かせ方をされている」と感じているということであり、働かせ方等を考えるうえで大きなポイントとなります。

この点、同調査によると、**勤務先がブラック企業だと思ふ理由の上位は「長時間労働が当たり前」、「仕事に見合わない低賃金」、「有給休暇が取得できない」、「サービス残業が当たり前になっている」**…等となっています。

労務トラブルの発生を防ぐという観点からは、これらの要因をいかになくしていくかが検討されるべきです。

#### ◆転職先探しでも重視される「ブラック企業」

また、転職意向がある人に転職先を探す場合に重視するポイントを尋ねたところ、3人に1人は「ブラック企業などの悪い噂（がないか）」を重視すると回答しています。

人材不足時代にあって、採用活動が成功するかどうかは「**ブラック企業と認識されていないこと**」が重要なポイントとなってくるとも言えそうです。

まだまだ労務管理上、「**ブラック企業**」というキーワードには注視が必要です。

# 1月から「高額療養費」の自己負担限度額が変更されます

## ◆医療費が高額になったら…

怪我や病気がひどく、医療費が高額になってしまった場合、申請により一定の金額（自己負担限度額）を超えた分が後から払い戻される健康保険の制度が、「高額療養費制度」です。

また、事前に医療費が高額になることがわかる場合には、「限度額適用認定証」というものを提示して、支払時に減免された額だけ支払えば済む方法もあります。

## ◆制度のポイント

払い戻しは、病院等から提出される診療報酬明細書（レセプト）の審査を経て行われますので、診療月から3カ月以上はかかるのが通常です。また、申請時には病院等の領収書が必要になります。申請書の提出先は、全国健康保険協会または加入している健康保険組合です。

なお、他の家族（被扶養者）が同じ月に病気やけがをして医療機関にかかった場合や、1人が複数の医療機関で受診した場合などは、自己負担額を世帯で合算することができますので、確認するとよいでしょう。

さらに、高額療養費を受けた月が、直近12カ月間に3回以上あったときは、4回目からは自己負担限度額が低減されます（多数回該当の制度）ので、その点も確認しておきましょう。

## ◆自己負担限度額の見直し

これまで70歳未満の被保険者等に係る自己負担限度額については、所得区分が3段階に分かれていましたが、今般この区分が5段階に細分化されます（平成27年1月診療分より）。

自己負担限度額は、年齢（70歳未満の人、70歳以上75歳未満の人）と所得により区分されています（70歳以上75歳未満の人については、今回は変更なし）。

### 【70歳未満の人の区分】

- 標準報酬月額 83万円以上の人  
252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1%  
[多数回該当：140,100円]
- 標準報酬月額 53万円以上 83万円未満の人  
167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1%  
[多数回該当：93,000円]
- 標準報酬月額 28万円以上 53万円未満の人  
80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1%  
[多数回該当：44,400円]
- 標準報酬月額 28万円未満の人  
57,600円 [多数回該当：44,400円]
- 市町村民税が非課税の人  
35,400円 [多数回該当：24,600円]

## 「社内SNS」の広まりと中小企業における活用

### ◆メールに代わる

#### コミュニケーションツール

現在、各方面でFacebookをはじめとしたSNS（ソーシャル・ネットワークワーキング・サービス）の活用が進んでいます。企業のコミュニケーションツールにも影響を与えています。

これまで社内におけるオンライン上のコミュニケーションツールとしてはメールが中心でしたが、新たにSNSの仕組みを社内向けに応用したサービスである「社内SNS」が、社内の報・連・相の手段として導入され始めています。

### ◆どのようなものがある？

株式会社シード・プランニングが運営する、デジタル領域専門の市場・サービス評価機関、デジタルインファクトによる調査結果によると、2014年の社内SNSサービスの市場規模は26億円（対前年比129%）と推測されています。

この調査では、社内SNSサービスを、全社的な利用、他の業務用ソフトとの連動を想定した「業務推進に利用されるポータル型」と、社内の部署単位などでのコミュニケーション促進や情報共有を目的にした、少人数からの利用が可能な「コミュニケーション促進型」に分けています。

### ◆中小企業での活用にも可能性

「コミュニケーション促進型」の社内SNSサービスを中心に、基本利用料が無料であったり申込みがネット上でできたりするなど、気軽に利用できることから、トライアルで利用するユーザーも多いようです。

サービスによっては比較的安価で導入することができるため、中小企業でも徐々に活用が進んでおり、社内SNSに馴染みがない企業にとっても導入の敷居は高くはないようです。

### ◆導入失敗例もあるが…

「社内でも利用者がまったく増えない」「単なる雑談チャットとして利用されている」等、導入失敗例も多いようですが、コミュニケーションの円滑化や業務効率化、情報の地域格差の解消等に役買うことが示されており、今後、中小企業での利用拡大も期待されています。

# 「メンタルヘルス」に対する取組みの最新実態

## ◆上場企業 2,424 社が回答

公益財団法人日本生産性本部の「メンタル・ヘルス研究所」が、「メンタルヘルスの取組み」に関する企業アンケート調査の結果を取りまとめました（上場企業 2,424 社が回答。2014 年 6 月～8 月実施）。同調査は 2002 年から隔年で実施しており、今回が 7 回目となります。

## ◆「心の病」の増減傾向と年齢層

最近 3 年間の「心の病」が「増加傾向」と回答した企業は 29.2%（前回調査比 8.4% 減）、「横ばい」と回答した企業は 58.0%（同 6.6% 増）でした。

過去 8 年間の結果と比べると「増加傾向」の割合は減少してきているものの、「減少傾向」にまで至っている企業は 10% に満たず、高止まりとなっています。

また、「心の病」にかかる年齢層では、一番多い 30 代が 38.8%（同 3.9% 増）、40 代が 32.4%（同 3.8% 減）となっており、両世代にまたがる課題となっています。

さらに、10～20 代の割合は 18.4%（同 0.4% 減）ですが、対象人数が少ないことを考慮すると高率であり、「心の病」を課題とする世代は広がっている傾向にあります。

## ◆組織風土と「心の病」の関係

「心の病」が「増加傾向」の組織では、「個人で仕事をすることが増えた」について、肯定率が 52.1% となったほか、「職場での助け合いが少なくなった」については同 49.3%、「職場でのコミュニケーションが減った」については同 58.9% となりました。

## ◆「改正労働安全衛生法」への対応

労働安全衛生法の改正により、従業員のストレスチェックが義務化されます（2015 年 12 月）。

今後は、これへの対応についても十分に検討し、メンタルヘルス対策を講じていかなければなりません。

取組みを始めたいが、自社内で全部を行うのが難しい・・・  
というときはお声がけください！！  
最小のコストで最大の効果を発揮するプログラムをご提供いたします。

## 1 月の税務と労務の手続提出期限 [提出先・納付先]

### 13 日

- 源泉徴収税額（※）・住民税特別徴収税額の納付  
[郵便局または銀行]  
※ただし、6 ヶ月ごとの納付の特例を受けている場合には、26 年 7 月から 12 月までの徴収分を 1 月 20 日までに納付
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出  
＜前月以降に採用した労働者がいる場合＞  
[公共職業安定所]
- 労働保険一括有期事業開始届の提出  
＜前月以降に一括有期事業を開始している場合＞  
[労働基準監督署]

### 2 月 2 日

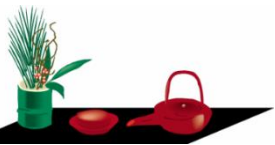
- 法定調書＜源泉徴収票・報酬等支払調書・同合計表＞の提出 [税務署]
- 給与支払報告書の提出＜1 月 1 日現在のもの＞ [市区町村]
- 固定資産税の償却資産に関する申告 [市区町村]
- 個人の道府県民税・市町村民税の納付＜第 4 期分＞ [郵便局または銀行]
- 労働者死傷病報告の提出＜休業 4 日未満、10 月～12 月分＞  
[労働基準監督署]
- 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
- 日雇健保印紙保険料受払報告書の提出 [年金事務所]
- 労働保険料納付＜延納第 3 期分＞ [郵便局または銀行]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出  
[公共職業安定所]
- 外国人雇用状況報告（雇用保険の被保険者でない場合）  
＜雇入れ・離職の翌月末日＞ [公共職業安定所]

### 20 日

- 特例による源泉徴収税額の納付  
＜前年 7 月～12 月分＞ [郵便局または銀行]

### 本年最初の給料の支払を受ける日の前日まで

- 給与所得者の扶養控除等（移動）申告書の提出  
[給与の支払者（所轄税務署）]
- 本年分所得税源泉徴収簿の書換え [給与の支払者]





## うれしい悲鳴

さまざまな業種が採用難とされている中、特に**不人気業種**（該当企業の皆様すみません）と呼ばれる飲食業のお客様から吉報を受けました。

なんと、1回の求人**30名**の応募があったそうなのです!!

社長が面接をした全員に「たくさんある求人の中で何故ウチに応募したの?」と聞いてみると、口を揃えて「人事評価制度があると書いてあったから」と答えたそうです。

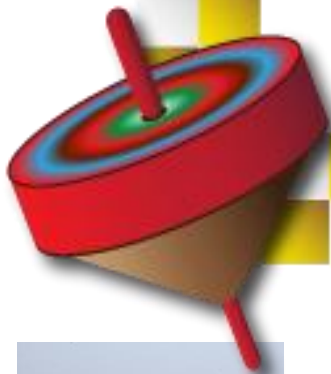
社長から「評価制度を導入して良かった〜」と喜んでいただき、制度設計をお手伝いした私も嬉しくたまりませんでした。

自分の将来はどうなるのか見えず、不安で結婚も出産もできないと言われている現在。そんな中、「どうすれば評価されるのか」が分かり「0年後にはこうなりたい」と目標が持てる企業に就職しようと応募者が殺到するのは頷けますね。

人事評価制度は、現有社員の**ヤル気スイッチ**にもなりますが**採用活動のプラス**要素にもなります。

もちろん、今回のお客様は評価制度以外にも魅力あふれる企業です。その良さを求人票の中で表現できたからこそこのような快挙につながったのだと思います。

御社も求人票の書き方を見直してみませんか?



## 白川郷に行きました

世界遺産 白川郷。そのエリアだけ「日本昔話」の世界。

雪の白川郷は美しく、寒いのも忘れてはしまいました。

初めてサラサラした乾雪に触りました。福岡に降る雪とは全然違いますね。

この写真は国指定重要文化財 和田家の屋根裏です。

茅葺き合掌造りで、地震や雪荷重に耐えられる構造になっているそうです。

自然の恵みだけで300年ももつ家が作れるなんてすごい。

と小学生並みの私の感想でした…。



鶴留